

同和問題一問一答

問1 「同和問題」とは、どんな問題ですか？

回答 「同和問題」とは、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、今なお日常生活の上で差別を受けている我が国固有の重大な人権問題です。

日本国憲法にはすべての国民に基本的人権が保障されると規定されています。それにもかかわらず、今なお、いわれのないことで差別を受けている人々があります。その代表的なものが同和問題(部落差別)です。

かつての日本の歴史過程の中で生み出された身分差別が、誤った形で伝え続けられ、それをもとに差別的な言動をする人が今でも少なくありません。

昔からの伝統や慣習は正しく伝えられることが大切です。偏見や誤った知識から人が人を差別することは許されないことです。同和問題を解決するためには、県民一人ひとりがこの問題を正しく理解し、自分自身の課題として解決のために努力することが大切です。同和問題は決して過去の問題ではないのです。

問2 差別は具体的にどのような形で行われているのですか？

回答 特定の地域の出身であったり、住んでいたりすることだけで、就職ができなかったり、交際、結婚を反対されたりなど、心理的な差別を中心に人権侵害が起こっています。

昭和44年(1969年)に施行された同和对策事業特別措置法に基づき、国や静岡県などの地方公共団体が住宅や道路などの生活基盤を改善するための事業を積極的に行ったことにより、実態的差別はほとんど解消されました。

しかし、人々の心理的な差別はなかなか解消されていません。差別落書きや差別的な言動は相変わらず続いており、特に近年ではインターネットを利用した誹謗中傷や差別的情報の流布など、インターネットの匿名性を利用した悪質な嫌がらせが発生しています。こういった嫌がらせがいじめや差別につながり、具体的な形として公平採用が原則であるはずの就職において、本人の能力とは関係のない理由で不採用になったり、両性の合意のみによって成立するはずの結婚やその前段階である交際等において、家族や親戚による強い反対が起こったりするのです。

問3 同和という言葉の語源は何ですか？

回答 「同胞一和」とか「同胞融和」など、国民みんなが一つになって和すという言葉からとられており、昭和16年(1941年)、内務省(当時)の外部団体である「中央融和事業協会」が発展改組され、「同和奉公会」として設立された時に初めて使われ、戦後、行政用語として定着しました。

「同和」という言葉の由来については、昭和天皇が即位した際、昭和3年(1928年)の「群臣百官ニ賜ハリタル勅語にある「人心コレ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣へ…」という言葉から取ったという説があります。このほかにも大正天皇が「同胞融和」といった言葉を取ったという説もあります。

そして大正14年(1925年)に設立した融和運動の組織である「中央融和事業協会」が、大政翼賛運動の一環として昭和16年(1941年)に「同和奉公会」として再編されて以後、行政用語として使われていくようになったのです。

昭和44年(1969年)に同和対策事業特別措置法が施行され、同和対策事業が全国的に推し進められるようになると、法律上の事業対象地域が「同和地区」と呼ばれるようになりました。

問4 そっとしておけば差別が自然になくなるのではないのでしょうか？

- ①知らない人に同和問題を教えることはかえって差別を教えることになる。だからこのままそっとしておけばよい。
- ②同和問題は社会が進歩するとともに自然に解消するものだ。

回答 国民一人ひとりが自分自身の問題として考え、自覚することが大切です。

そっとしておくという考え方を寝た子に例えて「寝た子論」と言います。

「寝た子をおこすな」の考え方は、厳しい差別の現実を避けて通ろうとする姿勢から出てくる意見といえます。戦後、民主主義という言葉が、あらゆる場で使われ、そのことがいかに大切なことかを知らされてきたにもかかわらず、現在にいたっても現実に結婚差別や交際上の差別などが生じています。

「そっとしておけば、年月がたつにつれ自然になくなるだろう。だから、やかましく騒ぎたてない方がよい。」ということですが、果たしてそうでしょうか。いわゆる身分「解放令」といわれた太政官布告(明治4年(1871年))によって解放されたはずなのに、それから150年も経った今日、なぜいまだに差別や偏見が続いているのでしょうか。

そっとしておけば……という考え方では、この問題の解決に少しも役立たないだけでなく、逆に人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生んで結果的に差別の助長に手を貸すことになってしまいます。

寝た子は必ずおきます。今は、特定の人たちに対して偏見は持っていないと思っても、正しい理解をしていないと、何かの機会に心の中にひそんでいる偏見が必ず顔を出してきます。ですから自分自身の問題として正しく理解し、差別をしない人間となることが大切です。

同和対策審議会答申はこの点につき、「『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない」と明言しています。

問5 同和問題は一部の人たちの問題であって、私たちには直接関係がないと思うのですが…？

回答 私たちの日常生活には、様々な差別があります。その中で、最も根強い差別である特定の地域の人たちに対する差別をなくすことは、すべての差別をなくすことにつながります。同和問題は、私たち国民一人ひとりの基本的人権にかかわる問題であり、その解決は真に民主主義を確立するための課題なのです。

私たちの身近には、特定の地域にいる人たちに対する差別をはじめ、男女差別、障害のある人に対する差別、貧富や職業・学歴による差別など様々な差別が根強く残されております。その中で、私たちは互いに差別され、差別しているのが現状ではないでしょうか。

これらの差別に共通することは、本人には何の責任もないのに憲法で保障されている人間の自由や平等などの権利が著しく侵害され、社会的に疎外される状態におかれているということです。

また、同和問題における差別事象をみても、人権侵害を受けた当事者だけでなく、一般の人たちを含めて、これらの事象を取り巻くすべての人びとを不幸にしています。

ですから、特定の地域にいる人たちに対する差別をなくすことが、すべての差別をなくし、国民全体の幸せにつながるということなのです。

私たち一人ひとりが自分の生活をみつめ、社会に根強く残されている不合理や偏見を見抜き、自分自身の問題としてとらえ、現実に行動していくとき、初めて同和問題が国民的課題となり、差別解消の展望がひらけ、真に民主主義社会の実現が可能となるのです。

問6 同和問題の解決に向けて私たちが取り組むべきことは何ですか？

回答 まずは、同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解すること、そして豊かな人権感覚を身につけるとともに、人権尊重の意識が育まれた社会をみんなで作ってあげることが大切です。

静岡県人権会議が発表した「ふじのくに人権宣言」(P 2参照)では、差別意識の解消とお互いの人権を尊重し合う社会の構築に当たって必要となる日常生活の中での取組事項を示すとともに、県民に対して呼びかけを行いました。皆さんも身近なところから、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んでみてください。

問7 「えせ同和行為」とは、何ですか？

回答 えせ同和行為とは、同和問題を口実にして、会社や官公署、個人などに不当な利益や義務のないことを求める行為のことであり、同和問題の解決とは全く関係がない、ゆすりたかりなどの不法な行為です。

えせ同和行為は、あたかも差別解消の運動の一環であるかのように見せ掛けて行われることが多いため、この行為が起きるたびに、多くの市民に同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

代表的な事例としては、次のようなものがあげられます。

- | | |
|-------------|-------------|
| ○凶書・物品の購入強要 | ○寄付金、賛助金の強要 |
| ○下請け参入の強要 | ○不当な示談金の強要 |
| ○融資の強要 | ○工事に対する苦情 等 |

「えせ同和行為」の被害を受けないためには、次のような基本姿勢が大切です。

- 不当な要求には毅然とした態度で「断固拒否」
- 組織全体で対応
- 同和問題に対する正しい理解を持つ
- 同和問題への取組を非難された場合には、「法務局や県(人権同和対策室)などの関係機関に相談して取り組む」と対応

また、具体的な対応のポイントとしては

- 初期の対応は担当者が行う
 - 氏名、要求内容等を正確に記録する
 - 言動には特に注意する
 - 相手方の要求に即答、約束をしない
 - こちら側から相手方に連絡をしない
- 等が挙げられます。

静岡県人権啓発センターでは、えせ同和行為に対応するために**えせ同和行為対応の手引き「許さない！えせ同和行為」**を作成しています。この手引きには、えせ同和行為の実態や事例ごとの対応方法、相談窓口などを詳しく盛り込んでいます。

御希望の方は、**静岡県人権啓発センター(054-221-3330)**まで御連絡ください。

同和問題(部落差別)の歴史

1 同和地区の起源

日本列島に人間が住み始めたのは、今から約1万年前からだといわれ、シベリア方面から移住した北方民族、朝鮮や大陸から渡来した大陸民族、さらに黒潮によって北上してきた南方民族が住みつき、長い間をかけて同化した混血民族が私たちの祖先であるといわれています。

人間が木の実や獣などを獲って暮らしていたころは、毎日が厳しい自然との闘いであって、共同することから生活が成り立っていたので、貧富だとか、身分の違いなどは全くなかったと考えられています。ところが、今から約2,000年前の弥生時代の中ごろから、人々の間に貧富の差が生まれ、富める少数の者が支配階級となり、多くの貧しい者が被支配階級となって、人間が人間を差別する社会の仕組みがつけられたのが差別の始まりです。

同和地区の起源については諸説がありますが、同和对策審議会答申は同和地区の成り立ちにふれ「同和地区は、中世末期ないし近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。」と述べています。

2 古代・中世の賤民

(1) 古代の賤民

645年、大化の改新によって、大和朝廷は律令制を定め、天皇、皇族、それに人民という新しい身分制度をしました。さらに人民を良民と賤民の二つに分ける「男女良賤の法」を制定しました。これによって、賤民は法的に差別されるようになったのです。

賤民には、^{かんこ}官戸、^{りょうこ}陵戸、^{けにん}家人、^{くぬひ}公奴婢、^{しぬひ}私奴婢があつて、五色の賤と呼ばれました。このうち、官戸、陵戸、公奴婢は政府に隷属し、主として、政府の行う工房で手工業や雑役を仕事としていました。家人と私奴婢は貴族や寺院に隷属し、厳しい労働を強いられました。とりわけ私奴婢への差別はひどいもので、牛馬と同じような取り扱いを受けました。しかも、彼らは良民の3分の1の口分田しかもらえず、その土地も彼らの主人の寺院や貴族のものになっていました。

しかし、平安時代(794年～)になると律令制度の解体とともに、この賤民制も大きく変貌していきます。国家の重い課役に耐えかねて、良賤の民が貴族や私有地(荘園)に逃亡し始め、その結果、9世紀から10世紀にかけて賤民の制度は事実上崩壊しました。そして10世紀初頭には、奴婢停止の法令が出され、制度上の賤民は、形式上でも完全になくなりました。

散所(さんじょ：荘園の中の免税地)は、9世紀から盛んに営まれた荘園に起源をもつものです。そこに住む人々は、自分の意志でその土地を選んだのではなく、強制的に住まわされ、手工業や難業、また、貨物の輸送などにも従事させられました。そして、散所とは、荘園の中の一定の地域をさす言葉であるとともに、そこに居住させられている人々をいやしむ賤称ともなりました。散所に居住させられた人々は、貴族や社寺の荘園領主に酷使されたり、曲舞、猿楽などの雑芸に従事させられたりもしていました。いずれにしても、農耕というこの時代の基幹的な仕事に従事していたのではなかったことを記憶しておかなければなりません。

当時、都市においては、河原などが免税地でした。そこに雑芸能者や、鳥や魚などの販売で生活する人々が住みついて「河原者」とよばれ、社会的にいやしめられ、差別されていました。

(2) 中世の賤民

平安の末期から鎌倉時代(1185年～)にかけて、貴族や社寺の権力は失われていきました。それにつれて、これに隷属させられていた賤民は解放されていきます。もちろん隷属の状態から解放されたとはいえ、その人々が、ただちに安定した生活を営めたわけではありません。解放されるとたちまち生活が困難になり、他の地の荘園の散所民や都市の河原者にならねばならない場合が多かったのです。

この当時、賤民は、えた、^{ちょうり}長吏、^{かわた}河原者、皮多などと呼ばれていました。この言葉の実際の区別ははっきりしていません。身分の呼称は、同時に職業や居住地をも表す言葉として使われていたのが普通でした。

「皮多」と呼ばれた人々は、動物の皮なめしや皮細工に従事させられており、それは、賤視された仕事のひとつです。中世の終わり頃までは、手工業や商業全体が賤視されていましたが、その技術や商業上の知識は、大名にとっては実に貴重なものでした。大名は、皮革業者が他領に逃亡しないように居住地を定めて、特に監視を厳しくし、他の仕事に移ることを禁じたりしていました。

また、中世の河原者の専門的な技術として石組みの技術がありますが、これは城郭建築の土台となる石垣づくりの技術です。この石組みの技術が室町時代(1336年～)の枯山水の庭園造りに生かされました。

これらに従事する人々は、社会のケガレをきよめるという役割をもっていました。死、病気、自然災害などはケガレによるものと信じられ、ケガレを取り除く(きよめる)ことは、社会生活上、大変重要な仕事であったわけです。ケガレをきよめるためにはそのケガレに触れる必要があり、人や動物の死体処理などだけでなく、枯山水の庭園造りなど、自然のものに手を加えることもケガレに触れることと考えられました。芸能も、ケガレをきよめることから生まれたものと言えます。これらの人々は、高い技術や知識を持つ存在として畏れ敬われるとともに、自分たちとは違う人々として禁忌の対象にもなっていたと考えられます。

15世紀の後半、応仁の乱を経て戦国時代に入ると、社会全体の大変動につれて、かつては賤視されていた人々の地位も次第に向上していきました。散所者^{さんじよもの}、小法師^{こぼし}、河原者^{かわらもの}、唱聞師^{しょうもんじ}などの差別されていた人々が耕作地等を持ち、百姓として定着していく傾向を見せました。さらに、都市と商業が発展すると、商人や手工業者は富を獲得し、その社会的地位が高まりました。このことは、商業や手工業に携わる者の多かった散所者、河原者の地位を向上させました。

こうした変化に加えて、この時期には、差別に苦しむ人々が団結して支配者に立ち向かう動きが出てきました。そのよい例が土一揆です。彼らは、自分たちが作った武器で武装し、下層の百姓と協力して圧政をはねかえすために戦いました。戦国時代は、散所者や河原者の歴史を大きく変えた時代でした。

しかし、織田信長をはじめとした有力武将が天下統一事業に向けて動き始めると、民衆が団結して支配者に抵抗する一揆は、その妨げとなりました。このため、権力、武力によるさまざまな弾圧が行われました。そして豊臣秀吉の天下統一事業の代表的なものである検地や刀狩などにより、支配体制が固められ、近世の身分秩序が確立されるようになったのです。

3 近世における被差別部落の形成

(1) 江戸幕藩体制と身分制度

こうして近世封建社会は、16世紀から17世紀にかけて、権力者による支配体制を強化する目的で作り上げられ、それは江戸幕藩体制が整備されると、さらに強化されるようになりました。武士や町人は、政治や経済の中心である城下町に集まり、それぞれの役割に基づいて小さな社会を形成しました。一方、百姓は、農林水産業に従事するため、それぞれ農村、山村、漁村を形成しました。このほか皇族や公家、僧侶、神官なども住む場所が固定化され、これらとは別に厳しく差別されてきた人々もまた、居住地が固定されるようになったのです。

(2) 人々の暮らしと身分

このように、江戸幕府のもとでは、これまでの時代と違い、居住地が身分により区分され、固定化されるようになったため、身分固有の職業に従事し、定着するようになりました。そして、それぞれの身分の中でも上下関係が細かく定められるようになりました。さらに、犯罪の防止や年貢の確実な納入のために、連帯責任を負わせました。そのような中、当時全体の人口の1割に満たない武士階級には帯刀が認められ、支配体制を維持しました。

(3) 「えた」と「ひにん」身分

支配体制の維持を支えたもう一つの要素として、厳しく差別された賤民身分の存在がありました。近世の賤民身分は「穢多(えた)」と「非人(ひにん)」がその柱となり、身分、職業、居住地が厳しく制限されました。

これは、個人がいかに努力しようと、能力があろうと、出生から死亡まではもちろん、親子代々、その身分から抜け出すことが厳しく禁止されました。しかし、「ひにん」の一部は、「足洗い」あるいは「足抜き」と称して、一定の条件があれば「ひにん」の身分から脱出が許されていました。

身分的には「えた」を「ひにん」の上に置いて優越感を与え、一方、「ひにん」に対しては、その身分からの脱出ができるということから「えた」を見下ろすという「差別の堂々めぐり」が行われていました。

「えた」や「ひにん」は、武士や百姓、町人の下の身分ではなく、別の身分とされました。幕府や藩は成文法によらず、居住地や職業、服装などで様々な制限を行い、中世以来の慣習的な身分を追認、固定しました。また、人別帳にんべつちょうに身分の記載をし、それを世襲させました。

このように、近世においては、一種の慣習法として身分制度が確立していったと考えられ、支配者によって、それを前提とした差別の肯定や強化がされました。中世においては、職業が変われば身分も変わる慣習だったものが、近世の身分制度では、身分とそれに伴う仕事や居住地が、親から子へ代々引き継がれることになったのです。

このような賤民身分に位置づけられたのは、戦国期の混乱による社会的脱落者や、動物の死体処理、皮はぎ、革細工、竹細工、行刑、清掃などをしてきた人の一部が「えた」の身分に、雑芸能者や物貰渡世ものもらいとせい、呪術などで生活していた人の一部が「ひにん」の身分にされていたといわれています。

賤民身分の設定とともに職業の制限が行われましたが、大きく分けて、その一つは農業であり、次いで皮革製造にかかわる仕事、さらに「村役人」といわれるような、警察、行刑にかかわる、いわゆる下級の司法警察の3種類になります。

また、幕府はこれらの人が住む場所を「地域外の地域」として扱いました。例えば、江戸の日本橋を起点として主な街道につくった一里塚の里程計算に算入しませんでした。そして、そこは町や村のはずれで排水の悪い低湿地帯や山すそ、谷間など、町人や百姓が住む場所とは違った、条件の悪いところが多かったのです。

(4) 差別の強化

18世紀の中頃を過ぎたころから、幕府や藩ではこれらの人が商売をすることを禁じ、住居や衣類を粗末なものにするよう、さらに、もとどり(髪を頭の上に束ねて集めたもの)を切り束ねることを禁止する非人斬髪という厳しい命令を出すなど、これまで百姓や町人とは別の身分とされてきた「えた」や「ひにん」に対し、百姓や町人より下の身分だと強調する政策をより一層強化しました。

これは、米が頼りであった武士の経済力が弱まり、税負担を重くしたことなどから、百姓や町人の不満が高まり、幕藩体制を維持してきた身分制度が緩みはじめたことや、さらには、賤民身分の者が身分的圧迫に対して抵抗する傾向が現れはじめたことなどによるものです。

これら幕府や藩の抑圧強化に対して、18世紀の後半から19世紀の中頃になると、人々の抵抗が強まっていきます。安政3年(1856年)に岡山藩で起こった、いわゆる「渋染一揆」は、身分抑圧に対する注目すべき闘いの一つです。

この一揆は、岡山藩が被差別部落に対して、着物の色は渋染の茶色か藍染の紺に限る、他の村へ行く時は雨の日でもゲタを履いてはならない、年貢滞納の者の妻女は雨傘をさすことも禁止する、などの命令を出したことに對して、53の地区の人々が団結して闘い、ついには、その命令を空文化させたものです。このような闘いは各地でも展開され、江戸幕藩体制崩壊の一原因ともなっていました。

4 近代社会における同和地区

(1) 明治維新

明治維新によって幕藩体制が崩れ、明治2年(1869年)に版籍奉還が行われ、統一国家体制がつくられましたが、明治新政府は四民平等を唱え、これまでの身分制度を廃止し、大名、公卿を華族、武士を士族、町民や百姓を平民にするという新しい身分制度をつくりました。

このような中で、近代国家社会を整えるために、政府は殖産興業、富国強兵、文明開化をスローガンに、社会の近代化をはかるとともに、古い封建的な諸制度に改革を加え、国民に職業の選択や営業の自由、移動や居住の自由を許しました。また、百姓に土地の所有権を認めるなど、開明政策を進めました。

(2) 解放令

明治4年(1871年)8月28日、^{だじょうかんぷこく}太政官布告が發布されました。「エタ・非人の称号を廃止し、今後は、身分も職業も平民同様たるべきこと。」という、いわゆる身分解放令です。しかし、この解放令は、身分の称号廃止と職業の自由を宣言したものとどまり、生活の保障や経済向上の対策はまったくありませんでした。また、「えた」や「ひにん」と呼ばれた人々が、これまで独占的に行ってきた仕事も、身分解放と引き換えに誰でも行うことができるようになりました。例えば皮革業などには利益を求めて大資本が参入し、新たに失業と貧困の問題が発生しました。

このように、解放令以後も遺制と根深い慣習により行方をはばまれ、昔ながらの閉ざされた狭い地域の中での困窮した生活を強いられたのです。

明治5年(1872年)には^{じんしんこせき}壬申戸籍が作られましたが、これには各人の職業や新平民・元エタなどの呼称が記載され、新たな差別を生み出したのです。

当時、農村の被差別部落では2、3反の小農家や小作人が多く、その土地の条件や環境も悪かったため、一年を通じて生活できるだけの米が収穫できず、草履づくりや竹細工が普及しました。また、行商、日雇に出かけて生活を支える地区も少なくありませんでした。一方、都市の被差別部落では、食肉業や靴職人、人力車夫、下駄直し、靴直しなどの雑役労働に携わる者が多く、固定した職業につくものは少数でした。

これらのことでも明らかなように、明治維新前と比べ、生活は何ら変わったところはなく、収入も閉ざされ、どん底の生活は長く繰り返されました。いわゆる「差別の中の貧困」と呼ばれるものであり、社会生活や精神生活の上にも大きな影響を与えていったのです。

(3) 水平社の創立

大正時代、労働運動が激しくなっていくなかで、部落解放運動も全国的な規模で展開を始めました。大正11年(1922年)の「全国水平社」の創立です。創立大会の時に読み上げられた「水平社宣言」は、日本最初の人権宣言とされています。水平社は、被差別部落の人々の自主的団結と行動を基礎に、身分的差別の撤廃と全ての人間が平等に暮らすことを目指しました。その運動方針は、差別者個人だけでなく、その個人が属している組織や団体きゅうだんを糾弾することによって、差別を生み出している社会体制の改革を目指すことにありました。

このころ政府はようやく部落対策事業に着手しました。これらの施策を融和事業と呼んでいます。折からの戦時財政のもとで十分な効果をあげることはありませんでした。

5 戦後の日本と同和対策

昭和22年(1947年)に施行された日本国憲法で基本的人権の尊重がうたわれ、日本は民主国家として再スタートしましたが、同和地区の戦災復興、環境改善は遅々としてはかどらず、国民の差別意識もなかなか改まりませんでした。

昭和40年(1965年)の同和対策審議会答申(同対審答申)では、同和問題を、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と記述しています。これは、日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な課題となっており、このため、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示されました。

これを受けて国では、昭和44年(1969年)7月に同和対策の初めての法的根拠となる「同和対策事業特別措置法」を施行し、以来、昭和57年(1982年)には「地域改善対策特別措置法」、昭和62年(1987年)には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)と、三度にわたる特別措置法の施行により同和対策事業を進めました。

平成8年(1996年)の地域改善対策協議会意見具申(地対協意見具申)では、これまでの対策について「生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。」とするものの、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。」としています。

また、同意見具申では、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。」としています。

この結果、一部の事業について特別対策を継続するため、「地対財特法」の効力が延長されましたが、最終的には平成14年(2002年)3月31日をもって同法は失効しました。その際の総務大臣談話では「同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまでの特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。」としています。

このように同和対策は、特別対策から一般対策(同和地区・同和関係者に事業の対象を限定しない通常の施策)に移行しましたが、このことが同和問題への取組を放棄するものではありません。

平成28年(2016年)12月には、現在もなお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別の状況に変化が生じていることを踏まえ、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。その第2条では、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。」という基本理念がうたわれています。

これらのことから、我が国固有の人権問題である同和問題(部落差別)の全面的な解決を目指し、いまだに根強く残っている心理的差別の解消を図るための教育・啓発活動に引き続き取り組んでいくことが必要なのです。